

鳴門市パートナーシップ・ ファミリーシップ宣誓制度 (案)



1. はじめに

制度導入に至った経緯

- 鳴門市男女共同参画推進条例において、LGBTをはじめとする社会的少数者の人々に対する差別や偏見をなくし、人権に配慮することを規定。
- 第3次鳴門市男女行動計画において、性的マイノリティの人々への支援の在り方についての調査・研究の推進。



性的マイノリティの人々への支援の充実

制度の導入により、これまで以上に性的マイノリティの人々への社会的理解が進み、パートナーシップを家族に近い関係として扱うなど、パートナーシップが尊重される取組が広がっていくことが期待できる

2. 宣誓を行うことができる方

一方又は双方が性的マイノリティであるほか・・・

1. 民法で規定する成人に達していること。
2. 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - 双方が本市に住所を有している。
 - 一方が市内に住所を有し、他方が本市への転入を予定している。
 - 双方が本市への転入を予定している。
3. 双方に配偶者がいないこと（事実婚も含む。）。
4. 双方が宣誓をしようとする相手のほかにパートナーシップの関係にある者がいないこと。
5. 双方が民法に規定されている近親者同士でないこと。
6. 宣誓書に未成年の子の氏名を記載する場合は、パートナーの双方又は一方と同居し、生計が同一であること。

3. 宣誓の流れ

①まずはお互いの意思確認を（予約の前に）



- ・ パートナーシップ・ファミリーシップとは、互いを人生のパートナー又は家族として、相互に責任を持って協力し合うことを約束した関係。

②宣誓日時の事前予約（宣誓希望日時の7日前まで）



- ・ 電話・FAX・メール・来所のいずれかで宣誓日時の予約。

③パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓



- ・ 当事者で来所。
- ・ 本人確認及び必要書類の確認。
- ・ 市職員立会いのもと、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に署名。

④受領証・受領証カードの交付

4. 受領証・受領証カードの交付

①パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（A4用紙タイプ）
宣誓が受理されたことを証明する書類です。1部交付します。

（表）

様式第3号（第5条関係）

宣誓番号第 号
年 月 日

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

氏名 _____ 様 氏名 _____ 様
(生年月日: 年 月 日) (生年月日: 年 月 日)

未成年者氏名 _____ 様
(生年月日: 年 月 日)

_____ 様
(生年月日: 年 月 日)

上記両名から、鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する
要綱第5条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領した
ことを証明します。

宣誓日 年 月 日

鳴門市長 ○ ○ ○ ○

表面の背景には、適宜意匠を加えることができます。

（裏）

～ 宣誓を行ったお二人へ ～

・当該受領証の紛失、破損等の事情により、受領証等の再交付を希望するときは、
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）
により申請することができます。

・次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓
書受領証等返還届（様式第7号）に受領証等を添付し、市長に提出してください。

- (1) 2人の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) パートナーの一方が死亡したとき。
- (3) 市内に転入を予定していたパートナーの一方又は双方が転入しなかったとき
- (4) パートナーの一方又は双方が市外に転出したとき。

※パートナーシップとは、お互いをパートナーとして、その生活をともにしている
又はともにすることを約束した2人の関係をいいます。

～ この受領証の提示を受けられた方へ ～

この受領証は、お二人が、お互いをパートナーとして、その生活をともにしている
又はともにすることを約束したパートナーシップの宣誓をされたことを鳴門市が証す
るものです。

法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いが家族と同等の価値を共有し、
生きていくことを宣誓された証です。

受領証等の提示を受けられた方は、この趣旨をご理解いただくとともに、本制度を
利用する方の性的指向や性自認、本制度を利用していることについては、本人の同意な
く口外しないようお願いいたします。

戸籍上の氏名（通称名を使用している場合）	
氏 名	氏 名
通 称 名	通 称 名

4. 受領証・受領証カードの交付

②パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（カードタイプ）
宣誓をされた方それぞれに1部ずつ交付します。

（表）

鳴門市 パートナーシップ ファミリーシップ 宣誓書受領証カード					
鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に 基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証明します。					
宣誓日	年	月	日	【宣誓第	号】
宣誓者 【本人】				【パートナー】	
			様	様	
生年月日	年	月	日	生年月日	年 月 日
			年 月 日	鳴門市長	印

表面の背景には、適宜意匠を加えることができます。

（裏）

～ この受領証カードの提示を受けられたかたへ ～					
鳴門市では、すべての市民が自分自身を大切に、自分らしく生き、互いを認め合える 「人権尊重のまち 鳴門」の実現をめざして、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 制度を実施しています。					
法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いが家族と同等の価値を共有し、生 きていくことを宣誓された証です。					
この趣旨をご理解いただくとともに、本制度を利用する方の性的指向や性自認、本制度 を利用していることについては、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。					
【特記事項】					
○未成年者氏名					
			様	様	
生年月日	年	月	日	生年月日	年 月 日
○戸籍上の氏名（通称の場合）					

5. 受領証等の返還について

パートナーシップが解消されたときのほか・・・

1. 宣誓者の一方が死亡したとき
2. 住所について、次のいずれかに該当したとき。
 - 双方が本市を転出したとき。
 - 一方が市内を転出したとき。※一時的な場合は除く。
3. 宣誓者の一方に配偶者ができたとき。
4. 宣誓をしている相手のほかにパートナーシップの関係にある者ができたとき。

6. おわりに

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入をはじめ、一人ひとりの個性や多様な生き方を尊重し、多様な性を認め合い誰もが人生のパートナーや大切な人と安心して暮らすことのできる「人権尊重のまち 鳴門」の実現をめざします。

